

## 1 目的

学校では、様々な個人情報や教育情報を扱っており、デジタル化された情報も多くなっている。しかし、デジタル化された情報は、ネットワークの外部からの不正アクセスや教職員の不注意等により、常に漏洩の危険と背中合わせの状態にある。そのため、学校の情報を保護して適切に管理・運営することが重要である。そこで、本校校内ネットワークの利用者が、インターネットを含めたネットワークを安全かつ有効に利用するために必要な本セキュリティポリシーを定め、情報の保護についてのルールを明確にするものである。

## 2 対象者

本校における情報セキュリティポリシーの対象は、本校の教職員とする。

## 3 校内ネットワーク管理運営委員会

(1) 本校では、ネットワークの適正な運用を図るため、次の通り学校管理責任者を長とした学校ネットワーク管理者を含めて組織する校内ネットワーク管理運営委員会を設置する。

	役 職	職 名 等
1	学 校 管 理 責 任 者	校 長
2	学 校 ネットワーク管理者	副 校 長
3	委 員	P T A 会 長
4	委 員	事 務 担 当
5	委 員	教 諭
6	委 員	教 諭

(2) 校内ネットワーク管理運営委員会は次の事項を協議する。

- ア ネットワークの利用に関する基本的事項
- イ 公開情報の審議
- ウ その他ネットワークの利用に必要な事項

## 4 利用の基本について

本校において、ネットワークを利用するに当たっては、生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、生徒の基礎的な情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進など教育目標の具現化に寄与するよう努める。

## 5 セキュリティについて

(1) 校務用パソコン

校務用パソコンを用いたネットワークの利用に当たっては、二戸市セキュリティポリシーを遵守し、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし、次の事項を徹底する。

- ア 個人情報の学校外への持ち出しは、原則として行わないこと。
- イ 校務用USBを、配置された校務用・教育用コンピュータ以外のコンピュータに接続する場合は、コンピュータウィルスへの感染に十分配慮すること。(ウィルス対策が講じられていないコンピュータへの接続は行わないこと。)

## (2) 個人用パソコンの利用方法

- ア コンピュータウイルスからシステムを守るため、本校の教職員は、学校の業務を扱う個人用パソコンにはウイルス対策ソフトを導入し、定期的に検査を実施すること。また、異常がある場合にはネットワーク管理者に報告するとともに、学校に関わるすべての作業を中止すること。
- イ 個人用パソコンを教育情報ネットワークに接続して使用してはならない。

## 6 運用

### (1) システムの監視

- ア 管理職及びネットワーク管理運営員は、本ポリシーが適切に遵守されているか確認する。
- イ 重大なポリシー違反が明らかになった場合は、緊急時対応計画に基づいて、迅速に対応を行う。

### (2) 緊急時対応計画

- ア 連絡先：管理職及びネットワーク管理運営委員。問題の重大性によっては教育委員会。
- イ 事実の調査：ネットワーク管理者は、原因の特定、被害や影響の範囲の把握、経過の記録を行う。
- ウ 問題への対処：ネットワーク管理者は、被害を拡大しないようにネットワークを停止し、取り扱い業者へ連絡するなどの対応を行うこと。
- エ 再発防止の措置：管理職及びネットワーク管理運営委員会は、問題の検証を行い、再発防止のための措置を講じなければならない。

## 7 ネットワークの利用の目的

生徒及び教職員は、次に掲げる事項を主な目的としてインターネットを利用すること。

### (1) 情報の受発信

学校のホームページ作成による情報発信、各教科や特別活動等での学習、電子メールの利用、各学校の研究の取り組み等

### (2) 情報検索と収集

ホームページ、電子メール、データベース等を利用した教育情報の検索・収集及びそれらを利用した教材作成等

### (3) 交流学习

国内及び海外の学校等との交流学习

## 8 公的な情報発信

インターネットの利用において、ネットワークを介してのウェブページ等による情報の発信を行うことができる主体は学校とする。

教職員や生徒は、個人または私的組織として開設しているホームページは、公的な名称を使用したり、公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・公開したりしないこととする。

## 9 電子メール

- (1) 校長宛のメールの管理と対応については、校長が行うこととする。
- (2) 副校長宛のメールの管理と対応については、副校長が行うこととする。
- (3) 学校宛のメールの管理と対応については、管理責任者が指名した者が行うこととし、関係

者へ伝達することとする。

- (4) 教職員等のメールの管理と対応については、各個人が行うこととする。また、生徒のメールについては必要のある場合、担当教員及び運営委員とネットワーク責任者が適宜指導し、適切な運用管理ができるようにする。

## 10 学校ホームページ

- (1) 学校ホームページ公開の目的は、次のとおりとする。

- ア 生徒の学習活動やその成果を広く公開する。
- イ 学校の紹介や研究の取り組み等を広く公開する。
- ウ その他本校の教育活動の一層の充実に資する。

- (2) 学校ホームページ上の登録データの管理は次の各項に定めることとする。

- ア 学校ホームページの内容については、学校管理責任者の承認を得るものとする。
- イ 管理運用委員は、学校ホームページを日常的に閲覧し点検する。承認を得ずに掲載、更新したページを発見した場合は速やかに対処する。
- ウ 生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。
- エ 第三者のかかわる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。
- オ 閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、学校管理責任者及び情報教育推進係で協議した後、適切な措置を講ずることとする。

- (3) リンク

- ア 学校ホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものは原則として自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、学校管理責任者の同意を得ることをホームページ上に明記する。
- イ 学校ホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮した上で設定するものとする。不適切な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。
- ウ 学校ホームページに掲載する作品、登録データ等の原著作物についてのデータはその著作権を明記する。生徒作品については、原著作物である生徒本人に帰属し、その他のデータは学校に帰属する。

- (4) 個人情報

- ア 個人情報をインターネットを利用して発信する場合には、本人の同意(取り扱う内容及び本人の状況によっては保護者の同意)に基づいて発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義とともに発信にかかわる危険について、周知を図るものとする。
- イ 個人情報の発信に当たっては、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると学校管理責任者が認める場合に限ることとし、個人の権利利益の侵害の防止を図るよう努める。
- ウ インターネットで発信する生徒の個人情報の範囲は、次の各項に定めるものとする。

① 氏名

原則として氏名は掲載しない。ただし、作品等に付す場合など、教育上必要がある場

合に限り扱うことができるものとする。

② 肖像(写真等)

生徒の写真については、教育上の必要に応じて、個人写真を扱うことができるものとする。その際には、集合写真にしたり、氏名を同時に添えたりしないなど個人を特定できないよう配慮するものとする。やむを得ず、個人が特定できる写真等を掲載する場合は、生徒本人及び保護者の承諾を得ることとする。

③ 意見、主張等

生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において扱うことができるものとする。

④ 身体の状態

生徒の身体や障がいの状況等については、交流又は理解推進といった教育利用に際し、必要な範囲においてのみ扱うことができるものとする。

⑤ 生活に関する情報

国籍、思想、信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。年齢、趣味、特技等の個人の情報については、教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。

## 11 教職員による指導の徹底

- (1) 教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、ネットワーク社会での基本的マナーや情報モラルの涵養を図るため生徒に適切な指導を行う。
- (2) 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取扱い等の指導を徹底する。
- (3) 生徒がホームページや電子メール等で発信するデータや情報は、担当教員及び管理運営責任者と学校ネットワーク責任者の承認を得てから外部に発信するものとする。

## 12 禁止事項

- (1) 発信する内容について、言語、表現方法、内容や人権に関わる表現等に配慮して発言しなければならない。
- (2) 有料データベース、オンラインショッピング、掲示板、チャットなどの私的利用は、原則として禁止する。
- (3) インターネットを利用して入手したデータや情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

## 13 ネットワーク利用規程の見直し

- (1) 学校教育におけるネットワーク利用の進展及び、社会情勢の変化や技術環境の変化に対応するよう、校内における十分な検討を経て、校内規程は常に見直しを行うものとする。
- (2) コンピュータやインターネットで使われている技術は、進歩、変化が非常に激しいため、最新の情勢に常に注意を払うこととする。
- (3) 本規程を本校ホームページ上で必ず表示するものとする。